

第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画策定
ヒアリング調査報告書
【結果概要】

令和8年1月

茅ヶ崎市

目 次

第1章 調査概要	1
1 調査の目的	2
2 調査方法	2
3 調査対象者	2
第2章 ヒアリング結果	3
1 身近な地域の支援体制の強化 【基本方針1】	4
2 障がい者の健康を支える体制の整備・拡充 【基本方針2】	11
3 障がい者の生活基盤の強化 【基本方針3】	13
4 社会参加と自己実現への支援 【基本方針4】	17
5 障がいのある子どもの成長支援 【基本方針5】	19
6 安全・安心のまちづくりの推進 【基本方針6】	20

第1章 調査概要

1 調査の目的

このヒアリング調査（以下、本調査）は、障がいのある方（保護者等含む）を対象に、障がいの状況や日常生活での困りごと等を伺い、令和9年度から始まる「第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」を策定するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

2 調査方法

実施時期	令和7年9月8日（月）～1月16日（金）
実施方法	市役所における対面ヒアリング（各1時間程度）

3 調査対象者

本調査を実施した対象者は、以下のとおりです。

- ①発達障がい（中重度）
- ②肢体不自由
- ③強度行動障がい
- ④重症心身障がい
- ⑤聴覚障がい
- ⑥高機能自閉症
- ⑦高次脳機能障がい
- ⑧聴覚障がい（難聴）
- ⑨視覚障がい
- ⑩医療的ケア
- ⑪発達障がい
- ⑫精神障がい
- ⑬内部障がい（ぼうこう・直腸）
- ⑭知的障がい
- ⑮難病

第2章 ヒアリング結果

以下、現行計画で推進する6つの基本方針と12の施策の方向性に沿って、ヒアリング調査からの主な意見をまとめています。

1 身近な地域の支援体制の強化 【基本方針1】

基本方針1－1「知る」について (障がい特性に応じた適切な情報提供・発信方法の実施)

① 情報提供手段・伝達方法の特性不適合

- 電話や口頭での説明ではわかりにくく、文書のほうがわかりやすい。(発達障がい(中重度))
- 行政情報や地域情報が音声中心で提供されることが多く、必要な情報を把握しにくい。(聴覚障がい)
- 防災無線の音声が届かず、情報入手手段が限定されている。(聴覚障がい(難聴))
- 生放送番組では字幕表示が遅れ、映像と内容が一致せず情報を十分に理解できない場面がある。(聴覚障がい(難聴))
- 市役所から届く通知や書類が読めず、内容把握に家族の代読を必要とする状況が生じている。(視覚障がい)
- アプリ等による情報取得が推奨されているが、高齢化により操作や習得が難しい場合がある。(視覚障がい)

② 防災・緊急時における情報取得への不安

- 防災無線など突発的な情報伝達に強い不安を感じる。(発達障がい(中重度))

③ 専門的情報・支援方法に関する理解不足

- 障がい特性や行動特性に応じた支援方法や制度情報について、家族でも十分に把握できていない。(強度行動障がい)
- 行動障がいに関する専門的情報を得る機会が限られ、対応の判断が難しい。(強度行動障がい)
- 障がい特性や生活上の工夫に関する情報を、本人が十分に理解・活用できていない状況がある。(高次脳機能障がい)

④ 医療・生活・住まいに関する情報の不足・断片化

- 医療的ケアや生活支援に関する制度情報が分かりにくく、必要な情報にたどり着きにくい。(重症心身障がい)
- 住まいやサービス選択に関する情報が断片的で、将来を見据えた判断が難しい。(重症心身障がい)
- 医療的ケア児・者に配慮した外出先設備の情報が少なく、事前に利用可否を把握しにくい状況がある。(医療的ケア)
- 難病に関する制度や支援情報が分散しており、必要な情報を把握するまでに時間を要している。(難病)
- 病状の進行に応じた利用可能サービスの情報が整理されておらず、将来を見据えた判断が難しい。(難病)

⑤ 発達段階・早期支援に関する情報の不足

- 乳幼児期の発達の遅れや特性について、保護者が早期に理解できる情報が十分に届いていない。(発達障がい)
- 発達障がいに関する医療・療育・相談先の情報を自ら調べなければならない状況が多い。(発達障がい)

⑥ 制度・手続および支援情報の理解困難

- 利用可能な支援制度やサービスの情報が分かりにくく、必要な情報にたどり着きにくい。(精神障がい)
- 制度や手続の説明が分かりにくく、本人が内容を十分に理解できない場面がある。(知的障がい)
- 支援情報が多岐にわたり、家族が必要な情報を把握しにくい。(知的障がい)

基本方針1－2「相談する」について (相談先の専門性・利便性の向上、相談機関の幅広い周知)

① 身近で継続的に相談できる窓口の不足

- 日常生活や将来への不安について、本人が安心して相談できる身近な窓口が限られている。
(発達障がい(中重度))
- 保護者が一人で抱え込みやすく、継続的に相談できる体制が十分とは言えない。(発達障がい(中重度))
- 急な介護負担や生活上の困難が生じた際、相談先が分からず不安がある。(肢体不自由)
- ストーマ管理や生活上の不安について、気軽に相談できる身近な窓口が限られている。(内部障がい(ぼうこう・直腸))
- 困りごとの相談先が訪問看護やデイサービス等に限られ、包括的に相談できる公的窓口が見えにくい。(医療的ケア)

② 公的・専門的相談機関につながりにくい状況

- 家族や知人への私的な相談に依存しており、公的な相談機関につながりにくい。(肢体不自由)
- 相談先が家族や勤務先、特定の医療機関に限られており、地域の公的相談窓口を活用できていない。(高機能自閉症)
- 困りごとを抱えていても、専門機関に相談できていない。(高次脳機能障がい)
- 困りごとの多くを家族に依存しており、公的相談機関を活用する機会が限定的となっている。
(視覚障がい)

③ 専門性・特性理解のある相談体制の不足

- 強度行動障がいに対応できる専門的な相談先が限られており、相談先の選択に苦慮している。
(強度行動障がい)
- 行動が不安定な時期に、迅速に相談できる体制が十分に確保されていない。(強度行動障がい)
- 医療と福祉の両面を理解した相談先が限られており、相談内容に応じた助言を得にくい。(重症心身障がい)
- 聴覚障がいの特性を理解した相談員に相談できる体制が不足している。(聴覚障がい)
- 本人の意思をくみ取った相談対応が十分に行われていないと感じる場面がある。(知的障がい)
- 難病特有の症状や生活上の困難を理解した専門的相談先が限られている。(難病)

④ 相談手段・コミュニケーション上の制約による相談のしにくさ

- 手話や文字による相談に対応できる窓口が限られ、相談自体のハードルが高い。(聴覚障がい)
- 外出先で困った際、難聴であることを初対面の人に説明しづらく、周囲に相談できない状況がある。(聴覚障がい(難聴))

⑤ 相談体制の分散・分かりにくさによる迷い

- 相談や診断機関が分散しており、継続的・一元的な相談が難しい。(発達障がい)
- 健診後の「要経過観察」から専門的相談・診断につながるまでに時間がかかる。(発達障がい)
- 相談内容によって相談先が異なり、どこに相談すべきか迷うことがある。(精神障がい)
- 体調悪化時にすぐ相談できる窓口が分かりにくく、支援につながりにくい。(精神障がい)

⑥ ライフステージを通じた相談の継続性の課題

- 長期的な生活設計について、継続的に相談できる支援体制が十分でない。(重症心身障がい)
- ライフステージの変化ごとに相談先が変わり、継続的な相談関係を築きにくい。(知的障がい)
- 病状変化や将来の生活を見据えた継続的な相談の場が不足している。(難病)

基本方針1－3「理解を深める」について (市民・行政・関係機関の障がい理解の促進)

① 発達・行動特性に対する理解不足による誤解・心理的負担

- 音や環境刺激に強い困難があることへの周囲の理解が不足し、生活に支障をきたしている。
(発達障がい(中重度))
- 障がい特性に基づく行動が誤解されやすく、社会生活での心理的負担につながっている。(発達障がい(中重度))
- 発達障がいの特性に対する一般的理解が十分でなく、日常生活での困難が生じている。(発達障がい)
- 周囲の子どもとの比較により、保護者が孤立感や不安を抱えやすい状況がある。(発達障がい)

② 強度行動障がい・高次脳機能障がいに関する背景理解の不足

- 強度行動障がいに対する理解不足により、周囲との関係調整が困難になる場面がある。(強度行動障がい)
- 行動面のみが注目され、背景要因への理解が十分でないと感じられている。(強度行動障がい)
- 障がい特性が周囲に理解されるまでに時間を要し、誤解や否定的な受け止めを経験している。
(高次脳機能障がい)
- 家族間において障がいへの理解に差があり、本人が孤立感を抱く要因となっている。(高次脳機能障がい)

③ 外見から分かりにくい障がいに対する誤解・不利益

- 聴覚障がいや外見から分かりにくく、誤解や不利益が生じやすい。(聴覚障がい)
- 外見から障がいや分かりにくいため、怠けていると誤解されることがある。(精神障がい)
- 精神障がいの特性や体調変動について、周囲に理解されにくく説明が難しい状況がある。(精神障がい)
- ぼうこう又は直腸の機能障がいは外見から分かりにくく、周囲に特性や配慮内容が伝わりにくい。(内部障がい(ぼうこう・直腸))
- 難病は外見から症状が分かりにくく、困難さが周囲に理解されにくい状況がある。(難病)
- 病名や症状を説明しても十分に理解されず、孤立感を抱くことがある。(難病)

④ コミュニケーションや配慮不足による参加・理解の困難

- 聞こえないことによる困難が周囲に理解されにくく、配慮が得られないことがある。(聴覚障がい)
- 声の大きさや話し方への配慮が得られず、聞き取りにくさを我慢せざるを得ない場面がある。(聴覚障がい(難聴))
- 地域活動の場で聞こえない状況に配慮されず、内容が分からないまま参加していることがある。(聴覚障がい(難聴))
- 公共施設や外出先で必要な配慮が十分に理解されていないと感じる場面がある。(内部障がい(ぼうこう・直腸))

⑤ 家族・職場・身近な関係性における理解の限界

- 障がいについて周囲から理解されていると実感できる機会が少ない。(肢体不自由)
- 職場において一定の理解が得られた経験がある一方、人間関係上の困難を自ら伝えにくい状況が依然として存在している。(高機能自閉症)
- 視覚障がいの具体的な不自由さが周囲に理解されにくく、身近な家族であっても認識に差がある。(視覚障がい)
- 排泄に関わる障がいであるため、周囲に理解を求めにくく、心理的負担が大きい。(内部障がい(ぼうこう・直腸))

⑥ 社会的理解・啓発機会の不足

- ヘルプマークの認知度が十分でなく、支援につながる場面が限定されている。(肢体不自由)
- 障がい者本人の体験を直接伝える場が限られており、市民理解の広がりが十分でない。(肢体不自由)
- 重症心身障がいへの理解が乏しく、日常生活上の配慮が得られにくい場面がある。(重症心身障がい)
- 寝たきり状態であることから、周囲に意思や感情がないと誤解されやすく、理解を得ることが難しい。(医療的ケア)

⑦ 知的障がいに対する理解不足と配慮の未共有

- 知的障がいへの理解不足により、日常生活で誤解や不適切な対応を受けることがある。(知的障がい)
- 本人のペースや特性への配慮が、地域や関係機関で十分に共有されていない。(知的障がい)

基本方針1－4「育てる」について (福祉人材の質・量の充実)

① 専門性を有する支援人材の不足

- 障がい特性を理解し、本人の不安や特性に応じた対応ができる支援人材が不足している。(発達障がい(中重度))
- 強度行動障がいに対応できる専門性を有した支援員が不足している。(強度行動障がい)
- 医療的ケアを含む重症心身障がいに対応できる支援人材が慢性的に不足している。(重症心身障がい)
- 手話や要約筆記など、聴覚障がいに対応できる支援人材が不足している。(聴覚障がい)
- 難病に関する知識を有し、症状の個別性や変動に柔軟に対応できる支援人材が不足している。(難病)

② 支援の質・対応力のばらつきによる不安

- 支援者による対応のばらつきが、本人の行動不安定化につながることもある。(強度行動障がい)
- 支援者の経験や技量差により、ケアの質に不安を感じることもある。(重症心身障がい)
- 療育や支援の場によって対応や専門性に差があり、継続的支援に不安が残る。(発達障がい)
- 支援者によって精神障がいへの理解や対応に差があり、不安を感じることもある。(精神障がい)
- 支援者によって関わり方や判断に差があり、支援の一貫性が保たれにくい。(知的障がい)

③ 身体的・生活支援を担う人材の量的不足

- 身体機能の低下や生活上の細かな困難に対応できる支援人材が身近に確保されていない。(肢体不自由)
- 入浴や日常介助において、家庭内の身体的負担が大きく、支援人材の量的不足が顕在化している。(医療的ケア)

2 障がい者の健康を支える体制の整備・拡充 【基本方針2】

基本方針2-1 「すこやかに生きる」について (身近な医療サービス利用体制の整備)

① 医療機関の受診・利用そのものに伴う困難

- 感覚過敏やコミュニケーションの困難さにより、医療機関の受診自体が大きな負担となっている。(発達障がい(中重度))
- 発達障がいの診断や専門的医療を受けるまでに複数機関を受診する必要がある。(発達障がい)
- 思春期以降の精神面の変化に対応できる医療・支援体制が十分とは言えない。(発達障がい)
- 本人が症状や体調をうまく伝えられず、医療受診時に困難が生じることがある。(知的障がい)
- 専門医療機関が限られており、通院に時間的・身体的な負担が生じている。(難病)
- 症状悪化時に、速やかに受診・対応できる医療体制が確保されているのか不安がある。(難病)

② 医療情報の理解・意思疎通に関する課題

- 医療機関での説明が音声中心となり、治療内容や注意点を十分理解できないことがある。(聴覚障がい)
- 病院での呼び出しや診察時の説明が聞き取れず、医療内容を十分に理解できないことがある。(聴覚障がい(難聴))
- 医師の説明を何度も聞き返しにくく、理解が曖昧なまま受診を終えてしまう場合がある。(聴覚障がい(難聴))
- 医療機関で問診票が記入できず、職員から障がい特性に配慮のない対応を受けた経験がある。(視覚障がい)

③ 医療と生活・福祉支援の連携不足

- 医療と福祉の連携が十分でなく、継続的な医療的フォローが受けにくい。(強度行動障がい)
- 医療的ケアを伴う生活において、外出や日常生活と医療支援を両立できる体制が十分に整っていない。(医療的ケア)
- 精神科医療と日常生活支援が十分に連携していないと感じる場面がある。(精神障がい)
- 感情コントロールの困難さが生活や対人関係に影響しているが、継続的な支援につながっていない。(高次脳機能障がい)

④ 通院・医療対応に伴う身体的・家族負担

- 通院や医療的ケアに伴う移動負担が大きく、家族の負担が重い。(重症心身障がい)
- 体調の変化などの緊急時に速やかに対応が可能なのか医療体制への不安がある。(重症心身障がい)
- ストーマの状態変化やトラブル時に、速やかに対応できる医療体制への不安がある。(内部障がい(ぼうこう・直腸))

⑤ 健康維持・服薬・体調管理に関する課題

- 運動制限や身体的負担により、健康維持のための活動が十分に行えない。(肢体不自由)
- 行動障がいへの対応として投薬に頼らざるを得ず、薬の量や副作用への不安が大きい。(強度行動障がい)
- 体調や症状の波が大きく、安定した通院や服薬管理が難しい場合がある。(精神障がい)
- 気候や気温の変化により身体的な不調が生じやすく、医療や健康支援につながる体制が十分に活用されていない課題がある。(高機能自閉症)

3 障がい者の生活基盤の強化 【基本方針3】

基本方針3－1「住まう」について (地域での自立した生活に向けた住まいの支援)

① 親の不在・高齢化を見据えた将来の住まいの不安

- 親が不在となった場合の生活や住まいに対する強い不安が、本人・保護者双方から示されている。(発達障がい(中重度))
- 親の高齢化を見据えた将来の住まい確保に強い不安がある。(重症心身障がい)
- 親の高齢化に伴い、将来の住まいの確保に強い不安を抱えている。(知的障がい)

② 一人暮らし・単身生活への不安

- 一人で過ごすことへの不安が強い。(発達障がい(中重度))
- 体調悪化時に一人暮らしを続けることへの不安を抱えている。(精神障がい)

③ 入所・居住先の選択肢不足と地域生活移行への不安

- 強度行動障がいに対応可能な入所・居住先が限られており、選択肢が少ない。(強度行動障がい)
- 地域生活への移行に対し、本人・家族ともに強い不安を抱えている。(強度行動障がい)
- 医療的ケアに対応可能なグループホームや入所先が限られている。(重症心身障がい)
- 病状の進行により、現在の住まいや生活環境を将来にわたって継続できるのか不安を抱えている。(難病)

基本方針3-2「生活する・利用する」について (福祉サービスの充実、家族負担軽減、緊急時対応)

① 家族への依存と介護・見守り負担の長期化

- 家族、とりわけ保護者への依存が高く、介護・見守り負担が長期化している。(発達障がい(中重度))
- 家族が常時対応を担わざるを得ず、精神的・身体的負担が大きい。(強度行動障がい)
- 重度の発達障がいにより、思春期以降も家族の介助負担が極めて大きい。(発達障がい)
- 本人の理解力や生活能力に合ったサービス選択が難しい場合がある。(知的障がい)
- 家族による見守りや支援の負担が長期化し、将来への不安が大きい。(知的障がい)
- 家族が支援を担う場面が多く、負担の集中が生じている。(難病)

② 緊急時・突発的事態への対応体制の不十分さ

- 緊急時や突発的な環境変化への対応において、関係機関の支援が十分に得られていない。(発達障がい(中重度))
- 行動が激しくなった際の緊急対応について、受け入れ先や支援体制が不足している。(強度行動障がい)
- 緊急時の受け入れ先が不明確で、突発的事態への備えが不十分である。(重症心身障がい)
- 体調の急変により日常生活が立ち行かなくなることがあり、支援の柔軟性が不足している。(精神障がい)
- 体調変動により日常生活が不安定となり、既存サービスが利用しにくい場合がある。(難病)

③ 身体機能の制約による日常生活上の支障

- 身体機能の低下により、入浴や起居動作など住環境面での不便さが日常的に生じている。(肢体不自由)
- 骨折や病気など突発的な事態により、日常生活が著しく制限される場面がある。(肢体不自由)
- 介護や看病が必要になった際、家族の身体的・精神的負担が大きい。(肢体不自由)
- 片手が使えないなど身体機能の制約により、爪切り等の日常生活動作に支障が生じている。(高次脳機能障がい)
- 買い物時に荷物を背負って移動する必要があり、体力的な負担が日常生活上の課題となっている。(視覚障がい)

④ 家族不在時の生活維持・将来不安

- 同居家族の支援に生活が依存しており、家族不在時の生活維持に不安がある。(高次脳機能障がい)
- 同居する家族の高齢化など、将来的な生活支援に不安がある。(高機能自閉症)

⑤ 医療的ケア・重度障がいに伴う介助負担と生活継続の困難

- ショートステイやレスパイト利用が限られ、家族の休息が確保しにくい。(重症心身障がい)
- 成長に伴い介助負担が増大しており、在宅生活を継続するための支援体制に将来的な不安がある。(医療的ケア)
- 介護負担の増加により、就労継続が困難となり、家族が離職を余儀なくされている。(医療的ケア)

⑥ 意思疎通・情報取得の困難による生活上の制約

- 手続きやサービス利用時に意思疎通が難しく、支援制度を十分活用できていない。(聴覚障がい)
- 医療機関受診時に家族の付き添いが必要となり、本人の自立的な受診が難しい状況がある。(聴覚障がい(難聴))
- 書類の読み上げ等を家族が担っており、家族の都合次第で生活の利便性が左右されている。(視覚障がい)

⑦ 精神的要因による生活支援利用の難しさ

- 外出や家事が困難な時期があり、生活支援を必要としても利用につながりにくい。(精神障がい)

⑧ 排泄・ストーマ管理に伴う外出・生活制約

- 外出時にトイレや処理場所の確保が難しく、行動範囲が制限されることがある。(内部障がい(ぼうこう・直腸))
- ストーマ装具からの漏れや臭いへの不安がある。(内部障がい(ぼうこう・直腸))

基本方針3－3「人権を守る」について (合理的配慮の浸透、人権施策の充実)

① 合理的配慮が得られにくいことによる不利益・負担

- 合理的配慮を求めても理解されない場面があり、自己主張を控えることがある。(聴覚障がい)
- 障がい特性に応じた配慮を求めにくく、不利益を受けても我慢してしまう状況がある。(精神障がい)
- 障がいを周囲に開示しづらく、合理的配慮を求めること自体が負担となっている。(内部障がい(ぼうこう・直腸))

② 障がい特性への理解不足・不適切な対応

- 障がい特性に配慮されない環境や対応が、本人の安心感や尊厳を損なう要因となっている。(発達障がい(中重度))
- 障がい特性に基づく配慮が周囲に十分理解されておらず、支援が場当たりの対応となっている。(肢体不自由)
- 症状の見えにくさから、合理的配慮を求めても必要性が理解されにくい場面がある。(難病)

③ 行動・判断に対する過度な制限や管理

- 行動障がいを理由に行動制限や過度な管理が行われやすい状況がある。(強度行動障がい)

④ 意思決定・自己選択の尊重が不十分な状況

- 重度であることを理由に、選択や意思が尊重されにくいと感じる場面がある。(重症心身障がい)
- 本人の意思よりも周囲の判断が優先されやすく、自己決定が十分に尊重されにくい。(知的障がい)

4 社会参加と自己実現への支援 【基本方針4】

基本方針4－1「働く」について (就労・定着支援)

① 職場における対人関係・コミュニケーション上の困難

- 職場での対人関係において、苦手意識や心理的負担があると適切に意思表示できない。(高機能自閉症)
- 感情の起伏が激しくなったことで、仕事上や対人関係でのトラブルが生じやすくなっている。(高次脳機能障がい)

② 体調・障がい特性による就労継続の難しさ

- 体調の波により継続的な就労が難しく、働き方の選択肢が限られている。(精神障がい)
- 職場で精神障がいへの理解が得られず、就労継続に支障が生じることがある。(精神障がい)

③ 就労先の選択肢およびマッチングの制約

- 本人の特性に合った就労先が限られており、就労の選択肢が少ない。(知的障がい)

④ 就労定着・移行期における支援体制の不足

- 就労後の見守りや調整支援が十分でないと感じる場面がある。(知的障がい)
- 学齢期以降を見据えた就労や社会的自立に関する見通しを持ちにくい状況がある。(発達障がい)

基本方針4-2「社会参加・楽しむ」について (社会参加の阻害要因整理、交流環境づくり)

① 外出・社会参加に対する心理的不安・精神的要因

- 外出や社会参加の場面で不安が強く、気軽に参加できる居場所や機会が限られている。(発達障がい(中重度))
- 体調や不安感により外出や人との交流を控えがちになり、孤立しやすい。(精神障がい)
- 精神障がいに対する偏見や無理解により、人間関係や社会参加が難しくなる場合がある。(精神障がい)
- 一人での外出や参加に不安があり、社会参加の機会が限定されやすい。(知的障がい)

② 身体機能・健康状態に起因する外出制約

- 暑さや身体機能の低下により外出機会が減少し、社会参加が制限されている。(肢体不自由)
- 身体機能の低下により移動手段が制限され、電車利用に恐怖を感じるなど外出のハードルが高まっている。(高次脳機能障がい)
- 外出時は徒歩やバスに限られ、移動に伴う身体的負担が社会参加の継続に影響している。(視覚障がい)
- 長時間の外出や人が多い場所への参加を控えざるを得ない状況がある。(内部障がい(ぼうこう・直腸))
- 体調や症状の不安定さから、外出や社会参加に対する不安が強く、参加を控えざるを得ないことがある。(難病)

③ 情報保障・コミュニケーション上の課題による参加制限

- 会議や地域活動で情報保障が不十分なため、参加を断念することがある。(聴覚障がい)
- マスク着用下では口元が見えず、地域活動や交流の場で会話内容を把握できない。(聴覚障がい(難聴))
- 交流時間に会話内容が共有されず、参加しても楽しさや充実感を得られない場合がある。(聴覚障がい(難聴))

④ 医療的配慮・環境整備の不足による社会参加の制約

- 外出環境が整っていないことから、家族での外出や社会参加の機会が制限されている。(医療的ケア)

5 障がいのある子どもの成長支援 【基本方針5】

基本方針5－1「学ぶ」について (切れ目のない支援、教育現場の理解促進)

① 発達特性に応じた学習環境・教育的配慮の不足

- 周囲の環境音や刺激により学習や意思表出が妨げられ、特性に配慮した学習環境が必要である。(発達障がい(中重度))
- 発達特性に応じた教育的配慮が一貫して受けられているとは言い難い。(発達障がい)

② 教育・支援体制における連携の不十分さ

- 就学前から学齢期にかけて、診断・療育・教育の連携が十分に整理されていない。(発達障がい)

③ 情報保障の不足による学習理解への影響

- 学習や研修の場ですべての情報を得ることができず、内容理解に差が生じることがある。(聴覚障がい)

6 安全・安心のまちづくりの推進 【基本方針6】

基本方針6－1「安心して暮らす」について (安心して生活できるまちづくり、防災配慮)

①災害時における心理的負担・行動面での困難

- 防災時の大きな音や予測できない状況が強い恐怖や混乱を引き起こしている。(発達障がい (中重度))

②災害時の避難支援・対応体制に関する不安

- 障がい特性に配慮した避難方法や支援体制が本人・家族に十分共有されていない。(発達障がい (中重度))

③災害・緊急時における情報保障の不足

- 災害時や緊急時の情報が視覚的に十分伝わらず、不安を感じる場面がある。(聴覚障がい)
- 災害時に音声情報が聞こえず、緊急時の情報把握や避難行動に不安を抱えている。(聴覚障がい (難聴))

④身体状況・医療的ニーズに起因する移動・生活上の制約

- 身体状況の変化により通院手段が限られ、医療機関へのアクセスに支障が生じている。(肢体不自由)
- 公衆トイレにユニバーサルベッドが少なく、外出時のおむつ交換に大きな支障が生じている。(医療的ケア)

⑤災害時における医療的・衛生的配慮への不安

- 災害時や緊急時に、ストーマ装具の確保や衛生環境を維持できるか不安を抱えている。(内部障がい (ぼうこう・直腸))
- 災害時に体調管理や医療確保ができるか不安を感じている。(難病)

**第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画策定
ヒアリング調査報告書
【結果概要】**

発行日 令和8年1月

発行者 茅ヶ崎市 福祉部 障がい福祉課

住 所 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

T E L 0467-81-7159
